

電気需給約款（九州電力エリア版）の改定について

2024年4月1日付で以下のとおり、電気需給約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2 料金メニュー表の新設

2. 電気需給約款 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
第1条 第1項	株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、本小売電気事業者（第2条（用語の定義）第25項に規定する「本小売電気事業者」をいい、以下本条において同様とします。）の取次ぎをしており、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に本小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	株式会社エネクスライフサービス（以下「当社」といいます。）は、本小売電気事業者（第2条（用語の定義）第25項に規定する「本小売電気事業者」をいい、以下本条において同様とします。）の取次ぎをしており、この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に本小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。
第3条 第1項	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、みなし小売電気事業者（ <u>2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。</u> ）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、本小売電気事業者の定める取次ぎ供給条件もしくは取次ぎ契約条件が改定された場合、みなし小売電気事業者（電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要とした場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

第 10 条
第 1 項
北海道
東北
東京
中部
北陸

1.標準プラン B

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は 60 ヘルツといたします。

(4) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭

1.標準プラン B

(2)供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。

九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ
-------	--------------

(4)電気料金

1 月の料金は、別紙 6 (標準料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 6 (標準料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 6 (標準料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 88 銭</td> </tr> </table> <p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </table>	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	<p>(c)最低月額料金 (a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙 6 (標準料金メニュー表) の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、別紙 6 (標準料金メニュー表) の最低月額料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>				
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭									
1 契約につき	334 円 26 銭									
第 10 条 第 2 項	<p>2. 標準プラン C (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>316 円 24 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 28 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで</td> <td>23 円 88 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで	23 円 88 銭	<p>2. 標準プラン C (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>九州エリア</td> <td>標準周波数60ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 6 (標準料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 6 (標準料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b)電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 6 (標準料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>	九州エリア	標準周波数60ヘルツ
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭									
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで	23 円 88 銭									
九州エリア	標準周波数60ヘルツ									

	<table border="1"> <tr> <td>の1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>26円88銭</td> </tr> </table>	の1キロワット時につき		上記超過1キロワット時につき	26円88銭													
の1キロワット時につき																		
上記超過1キロワット時につき	26円88銭																	
第15条 第1項	電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり165円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。	電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます）の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として1月あたり275円（税込）をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。																
第28条 第1項(8)	破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき	破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたときもしくはしようとしたとき。																
別紙2	別紙2 当社の供給区域 本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。ただし、離島は除きます <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">一般送配電事業者</th> <th style="width: 50%;">供給区域</th> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </table>	一般送配電事業者	供給区域	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	別紙2 本小売電気事業者の供給区域 本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。ただし、離島は除きます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">一般送配電事業者</th> <th style="width: 50%;">供給区域</th> </tr> <tr> <td>九州電力送配電株式会社</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </table>	一般送配電事業者	供給区域	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県								
一般送配電事業者	供給区域																	
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県																	
一般送配電事業者	供給区域																	
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県																	
別紙5 第1項(1)	基本料金、最低料金、最低月額料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割り計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数）	基本料金、最低料金、最低月額料金もしくは最低料金または最低月額料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割り計算対象日数／前月の検針日が属する月の暦日数）																
新設 別紙6		<新設> 別紙6 標準料金メニュー表 1.九州エリア (1)標準プランB <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">基本料金</td> <td>契約電流 10A</td> <td>316.24円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15A</td> <td>474.36円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20A</td> <td>632.48円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>948.72円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>1,264.96円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>1,581.20円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行単価	基本料金	契約電流 10A	316.24円	契約電流 15A	474.36円	契約電流 20A	632.48円	契約電流 30A	948.72円	契約電流 40A	1,264.96円	契約電流 50A	1,581.20円
区分		現行単価																
基本料金	契約電流 10A	316.24円																
	契約電流 15A	474.36円																
	契約電流 20A	632.48円																
	契約電流 30A	948.72円																
	契約電流 40A	1,264.96円																
	契約電流 50A	1,581.20円																

			契約電流 60A	1,897.44 円
		電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	18.37 円
			120kWh をこえ 300kWh まで	23.97 円
			300kWh 超過	26.97 円
		最低月額料金		335.34 円
		(2)標準プラン C		
			区分	単価
		基本料金	契約容量 1kVA につき	316.24 円
		電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	18.37 円
			120kWh をこえ 300kWh まで	23.97 円
			300kWh 超過	26.97 円

電気需給約款（再エネプラン）の改定について

2024年4月1日付で以下のとおり、電気需給約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・エリアごとの約款統合による条項の変更および記載項目の変更
- ・一部内容改定、適用単価の変更
- ・別紙2料金メニュー表の新設

2. 電気需給約款（再エネプラン）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	再エネプランをご使用のお客様 電気需給約款（北海道電力エリア版） 電気需給約款（東北電力エリア版） 電気需給約款（東京電力エリア版） 電気需給約款（中部電力エリア版） 電気需給約款（北陸電力エリア版） 電気需給約款（関西電力エリア版） 電気需給約款（中国電力エリア版） 電気需給約款（四国電力エリア版） 電気需給約款（九州電力エリア版）	再エネプランをご使用のお客様 電気需給約款
第1条 第1項	この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、 <u>割引額</u> 、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社に加入申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧のお客さまに対して、一般送配電事業者の供給区域（一般送配電事業者ごとに別紙1に記載の供給区域をいいます。）内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。なお、本約款に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。
第3条 第1項	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、みなし小売電気事業者（ <u>2016年3月31日時点において</u> 、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をイ	託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、みなし小売電気事業者（電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、電気料金および燃料費調整に係る係数等が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方

	<p>インターネットの利用する電磁的方法等の当社が適切と考える方法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>	<p>法（以下「当社が適切と考える方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。</p>								
<p>第 10 条 第 1 項</p> <p>北海道 東北 東京 中部 北陸</p>	<p>1.標準プラン B (北海道電力エリア版/東北電力エリア版/東京電力エリア版/中部電力エリア版/北陸電力エリア版)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は 50 ヘルツ(中部エリア版、北陸エリア版は 60 ヘルツ)といたします。</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 (北海道電力エリア版)</p> <table border="1" data-bbox="353 1417 1131 1495"> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td>374 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td>561 円 00 銭</td> </tr> </table>	契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭	契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭	<p>1.標準プラン B (北海道/東北/東京/中部/北陸)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1214 571 2083 794"> <tr> <td>北海道、東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>中部、北陸、九州エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table> <p>(4)電気料金 1 月の料金は、別紙 6 (標準料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。) を下回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a)基本料金 基本料金は、第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき別紙 6 (標準料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)
契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭									
契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭									
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									

契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭

(東北電力エリア版)

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

(東京電力エリア版)

契約電流 10 アンペア	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,771 円 44 銭

(中部電力エリア版)

契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(北陸電力エリア版)

契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭
契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,512 円 50 銭

契約電流 60 アンペア	1,815 円 00 銭
(九州電力エリア版)	
契約電流 10 アンペア	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(北海道電力エリア版)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭
上記超過 1 キロワット時につき	45 円 45 銭

(東北電力エリア版)

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 46 銭
上記超過 1 キロワット時につき	40 円 41 銭

(東京電力エリア版)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	30 円 00 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 60 銭
上記超過 1 キロワット時につき	40 円 69 銭

(中部電力エリア版)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
上記超過 1 キロワット時につき	28 円 75 銭

(北陸電力エリア版)

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙6(標準料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 83 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>34 円 72 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 43 銭</td> </tr> </table> <p>(九州電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 28 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 88 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>26 円 88 銭</td> </tr> </table> <p>(c)最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>(北海道電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>403 円 70 銭</td> </tr> </table> <p>(東北電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>359 円 58 銭</td> </tr> </table> <p>(東京電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>321 円 42 銭</td> </tr> </table> <p>(中部電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>266 円 06 銭</td> </tr> </table> <p>(北陸電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>302 円 50 銭</td> </tr> </table> <p>(九州電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>334 円 26 銭</td> </tr> </table>	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭	上記超過 1 キロワット時につき	36 円 43 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭	上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭	1 契約につき	403 円 70 銭	1 契約につき	359 円 58 銭	1 契約につき	321 円 42 銭	1 契約につき	266 円 06 銭	1 契約につき	302 円 50 銭	1 契約につき	334 円 26 銭	<p>(c)最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙 6 (標準料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、別紙 6 (標準料金メニュー表)の最低月額料金および別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 83 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34 円 72 銭																									
上記超過 1 キロワット時につき	36 円 43 銭																									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 28 銭																									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 88 銭																									
上記超過 1 キロワット時につき	26 円 88 銭																									
1 契約につき	403 円 70 銭																									
1 契約につき	359 円 58 銭																									
1 契約につき	321 円 42 銭																									
1 契約につき	266 円 06 銭																									
1 契約につき	302 円 50 銭																									
1 契約につき	334 円 26 銭																									
<p>第 10 条 第 2 項</p> <p>北海道 東北 東京</p>	<p>2. 標準プラン C (北海道電力エリア版/東北電力エリア版/東京電力エリア版/中部電力エリア版/北陸電力エリア版)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流</p>	<p>2. 標準プラン C (北海道/東北/東京/中部/北陸)</p> <p>(2)供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は以下のとお</p>																								

中部
北陸

3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数50ヘルツ(中部エリア版、北陸エリア版は60ヘルツ)といたします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(北海道電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭
-------------------	---------

(東北電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
-------------------	---------

(東京電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	295円24銭
-------------------	---------

(中部電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭
-------------------	---------

(北陸電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	302円50銭
-------------------	---------

(九州電力エリア版)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(北海道電力エリア版)

120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭
120キロワット時をこえ280キロワット時まで	41円73銭

りいたします。

北海道、東北、東京エリア

標準周波数50ヘルツ
(新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市
ならびに群馬県の一部は60ヘルツ)

中部、北陸、九州エリア

標準周波数60ヘルツ
(長野県の一部は50ヘルツ)

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙6(標準料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙6(標準料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙6(標準料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

	<table border="1"> <tr> <td>の1キロワット時につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>45円45銭</td> </tr> </table> <p>(東北電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>29円71銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>36円46銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>40円41銭</td> </tr> </table> <p>(東京電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>30円00銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>36円60銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>40円69銭</td> </tr> </table> <p>(中部電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>21円33銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>25円80銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>28円75銭</td> </tr> </table> <p>(北陸電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>30円83銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>34円72銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>36円43銭</td> </tr> </table> <p>(九州電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>18円28銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>23円88銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過1キロワット時につき</td> <td>26円88銭</td> </tr> </table>	の1キロワット時につき		上記超過1キロワット時につき	45円45銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭	上記超過1キロワット時につき	40円41銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭	上記超過1キロワット時につき	40円69銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円80銭	上記超過1キロワット時につき	28円75銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	30円83銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円72銭	上記超過1キロワット時につき	36円43銭	120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円88銭	上記超過1キロワット時につき	26円88銭	
の1キロワット時につき																																				
上記超過1キロワット時につき	45円45銭																																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	29円71銭																																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円46銭																																			
上記超過1キロワット時につき	40円41銭																																			
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭																																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭																																			
上記超過1キロワット時につき	40円69銭																																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	21円33銭																																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円80銭																																			
上記超過1キロワット時につき	28円75銭																																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	30円83銭																																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34円72銭																																			
上記超過1キロワット時につき	36円43銭																																			
120キロワット時までの1キロワット時につき	18円28銭																																			
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円88銭																																			
上記超過1キロワット時につき	26円88銭																																			
<p>第10条 第1項</p> <p>関西 中国 北陸</p>	<p>1. 標準プランA(関西でエリア版/中国電力エリア版/四国電力エリア版)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数</p>	<p>3. 標準プランA(関西/中国/四国)</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>																																		

は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

(3) 電気料金

1月の料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

（関西電力エリア版）

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	433 円 41 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 71 銭
	上記超過 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

（中国電力エリア版）

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで一律	712 円 67 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	32 円 83 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	39 円 51 銭

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

関西、中国、四国エリア

標準周波数 60 ヘルツ

(3)電気料金

1月の料金は、別紙6（標準料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)料金

最低料金および電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙6（標準料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	<p>(四国電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>397 円 10 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 (関西電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 91 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>21 円 12 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>23 円 63 銭</td> </tr> </table> <p>(中国電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>30 円 14 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>36 円 23 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 10 銭</td> </tr> </table> <p>(四国電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>27 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>32 円 79 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>35 円 71 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭	上記超過 1 キロワット時につき	23 円 63 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 14 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 23 銭	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 10 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭	上記超過 1 キロワット時につき	35 円 71 銭	<p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 6 (標準料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭																					
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭																					
上記超過 1 キロワット時につき	23 円 63 銭																					
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 14 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 23 銭																					
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 10 銭																					
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 26 銭																					
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 79 銭																					
上記超過 1 キロワット時につき	35 円 71 銭																					
<p>第 15 条 第 1 項</p>	<p>電気料金その他お客さまにご請求する金額 (以下「料金等」といいます) の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として 1 月あたり 165 円をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>	<p>電気料金その他お客さまにご請求する金額 (以下「料金等」といいます) の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、発行手数料として 1 月あたり <u>275 円 (税込)</u> をお支払いいただくことにより、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せしてお支払いいただきます。</p>																				
<p>第 28 条 第 1 項(8)</p>	<p>破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき</p>	<p>破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたときもしくはしようとしたとき。</p>																				
<p>別紙 2 北海道 東北 東京 中部</p>	<p>別紙 2 当社の供給区域 本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。 (北海道エリア版)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者</th> <th>供給区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td>北海道。ただし、離島は除くもの</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者	供給区域	北海道電力ネットワーク株式会社	北海道。ただし、離島は除くもの	<p>別紙 2 当社の供給区域 本約款に適用される供給区域は、以下のとおりといたします。<u>ただし、離島は除きます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般送配電事業者</th> <th>供給区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力ネット</td> <td>北海道</td> </tr> </tbody> </table>	一般送配電事業者	供給区域	北海道電力ネット	北海道												
一般送配電事業者	供給区域																					
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道。ただし、離島は除くもの																					
一般送配電事業者	供給区域																					
北海道電力ネット	北海道																					

北陸 関西 中国 四国		とする。			
	(東北エリア版)				
	一般送配電事業者	供給区域			
	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県			
	(東京エリア版)				
	一般送配電事業者	供給区域			
	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）。			
	(中部エリア版)				
	一般送配電事業者	供給区域			
	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（飛騨市、郡上市、関ヶ原町の一部を除く）、三重県（熊野市以南を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県。ただし、いずれの地域においても離島は除くものとする。			
	(北陸エリア版)				
	一般送配電事業者	供給区域			
	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部			
	(関西電力エリア版)				
	一般送配電事業者	供給区域			
	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部			
(中国電力エリア版)					
一般送配電事業者	供給区域				
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部				
(四国電力エリア版)					
	ワーク株式会社				
	東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県 <u>（併せて「東北」といいます。）</u>			
	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東） <u>（併せて「東京」といいます。）</u>			
	中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県 <u>（併せて「中部」といいます。）</u>			
	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）岐阜県の一部 <u>（併せて「北陸」といいます。）</u>			
	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部 <u>（併せて「関西」といいます。）</u>			
	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部 <u>（併せて「中国」といいます。）</u>			
	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く） <u>（併せて「四国」といいます。）</u>			
	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県 <u>（併せて「九州」といいます。）</u>			

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 92 748 134">一般送配電事業者</td> <td data-bbox="748 92 1176 134">供給区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 134 748 209">四国電力送配電株式会社</td> <td data-bbox="748 134 1176 209">徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 209 1176 245">(九州電力エリア版)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 245 748 287">一般送配電事業者</td> <td data-bbox="748 245 1176 287">供給区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 287 748 362">九州電力送配電株式会社</td> <td data-bbox="748 287 1176 362">福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</td> </tr> </table>	一般送配電事業者	供給区域	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	(九州電力エリア版)		一般送配電事業者	供給区域	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	
一般送配電事業者	供給区域											
四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）											
(九州電力エリア版)												
一般送配電事業者	供給区域											
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県											
別紙 4 北海道 東北 東京 中部 北陸 関西 中国 四国	別紙 4 燃料費調整 1. 燃料費調整額の算定（東京電力エリア版/中部電力エリア版/北陸電力エリア版/関西電力エリア版/四国電力エリア版） (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第	別紙 4 燃料費調整 1.燃料費調整額の算定 (1)平均燃料価格（平均燃料価格Ⅰ、平均燃料価格Ⅱ） 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 平均燃料価格Ⅰ=A × α _Ⅰ + B × β _Ⅰ + C × γ _Ⅰ 平均燃料価格Ⅱ= A × α _Ⅱ A =各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C =各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α _Ⅰ 、β _Ⅰ 、γ _Ⅰ 、α _Ⅱ =別表に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2)燃料費調整単価（燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ） 燃料費調整単価Ⅰおよび燃料費調整単価Ⅱは消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第										

第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

(北海道電力エリア版)

項目			値
係数	α_1		0.1874
	β_1		0.0899
	γ_1		1.0036
	α_2		1.0000
燃料価格	X	X_1	80,800
		X_2	79,300
基準単価	基準単価 I (1 キロワット時につき)		17 銭 3 厘
	基準単価 II (1 キロワット時につき)		1 厘

(東北電力エリア版)

1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X (X_1 、 X_2) は別表に定めるものとします。

(a)燃料費調整単価 I

①1 キロリットル当たりの平均燃料価格Iが基準価格 X_1 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価I} = (X_1 \text{円} - \text{平均燃料価格I}) \times (2) \text{の基準単価I} / 1,000$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格Iが X_1 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価I} = (\text{平均燃料価格I} - X_1 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価I} / 1,000$$

(b)燃料費調整単価 II

①1 キロリットル当たりの平均燃料価格IIが基準価格 X_2 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価II} = (X_2 \text{円} - \text{平均燃料価格II}) \times (2) \text{の基準単価II} / 1,000$$

②1 キロリットル当たりの平均燃料価格IIが X_2 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価II} = (\text{平均燃料価格II} - X_2 \text{円}) \times (2) \text{の基準単価II} / 1,000$$

(3)燃料費調整単価の適用 (燃料費調整単価I、燃料費調整単価II)

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格Iおよび平均燃料価格IIによって算定された燃料費調整単価Iおよび燃料費調整単価IIは、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

2. 基準単価

基準単価Iは、平均燃料価格Iが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価IIは、平均燃料価格IIが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に別紙 4 燃料費調整 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価I} + \text{燃料費調整単価II}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。

項目			値
係数	α_I		0.0259
	β_I		0.2563
	γ_I		0.8915
	α_{II}		1.0000
燃料価格	X	X_I	83,500
		X_{II}	79,300
基準単価	基準単価 I (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘
	基準単価 II (1 キロワット時につき)		1 厘

(東京電力エリア版)

項目			値
係数	α		0.0048
	β		0.3827
	γ		0.6584
燃料価格	X		86,100
基準単価(1 キロワット時につき)			18 銭 3 厘

(中部電力エリア版)

項目			値
係数	α		0.0275
	β		0.4792
	γ		0.4275
燃料価格	X		45,900
基準単価(1 キロワット時につき)			23 銭 3 厘

(北陸電力エリア版)

項目			値
係数	α		0.0415
	β		0.0745
	γ		1.2499
燃料価格	X		79,800
基準単価(1 キロワット時につき)			16 銭 5 厘

(関西電力エリア版)

項目			値
係数	α		0.0140
	β		0.3483
	γ		0.7227

1. 燃料調整単価 I

(1)北海道、東北、東京、中部、北陸、九州エリア

エリア	燃料調整単価係数			基準燃料価格 X_I	基準単価 I
	α_I	β_I	γ_I		
北海道	0.187 4	0.0899	1.0036	80,800 円	0.173 円/kWh
東北	0.025 9	0.2563	0.8915	83,500 円	0.197 円/kWh
東京	0.004 8	0.3827	0.6584	86,100 円	0.183 円/kWh
中部	0.027 5	0.4792	0.4275	45,900 円	0.233 円/kWh
北陸	0.041 5	0.0745	1.2499	79,800 円	0.165 円/kWh
九州	0.005 3	0.1861	1.0757	27,400 円	0.136 円/kWh

(2)関西、中国、四国エリア

エリア	燃料費調整単価係数 X_I			基準燃料価格 X_I	基準単価 I (最低料金適用時)
	α_I	β_I	γ_I		
関西	0.0140	0.3483	0.7227	27,100 円	0.165 円/kWh (2.475 円)
中国	0.0406	0.0992	1.1994	80,300 円	0.212 円/kWh (3.185 円)
四国	0.0875	0.0770	1.1770	80,000 円	0.154 円/kWh (1.694 円)

2. 燃料調整単価 II

(1)北海道、東北、中国エリア

エリア	燃料調整単価係数 X_{II}	基準燃料価格 X_{II}	基準単価 II (最低料金適用時)
	α_{II}		
北海道	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh
東北	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh

燃料価格	X	27,100
標準プラン A、標準プラン A 相当プランの場合	基準単価(1 契約につき最初の 15 キロワット時まで)	2 円 47 銭 5 厘
	基準単価(15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき)	16 銭 5 厘
上記以外の場合	基準単価(1 キロワット時につき)	16 銭 5 厘

(中国電力エリア版)

項目			値
係数	α_I		0.0406
	β_I		0.0992
	γ_I		1.1994
	α_{II}		1.0000
燃料価格	X	X_I	80,300
		X_{II}	79,300
基準単価 I	標準プラン A、標準プラン A 相当プランの場合	最初の 15 ロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
		15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
	上記以外の場合	1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
基準単価 II	標準プラン A、標準プラン A 相当プランの場合	最初の 15 ロワット時まで	1 銭 7 厘
		15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	1 厘
	上記以外の場合	(1 キロワット時につき)	1 厘

(四国電力エリア版)

項目			値
係数	α		0.0875
	β		0.0770
	γ		1.1770
燃料価格	X		80,000
標準プラン A、	基準単価(1 契約につき最初の		1 円 69 銭 4

中国	1.0000	79,300 円	0.001 円/kWh (0.017 円)
----	--------	----------	--------------------------

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">標準プランA相当プランの場合</td> <td>11キロワット時まで)</td> <td>厘</td> </tr> <tr> <td>基準単価(11キロワット時をこえる1キロワット時につき)</td> <td>15銭4厘</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>基準単価(1キロワット時につき)</td> <td>15銭4厘</td> </tr> </table> <p>(九州電力エリア版)</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td colspan="2">値</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">係数</td> <td>α_I</td> <td>0.0053</td> </tr> <tr> <td>β_I</td> <td>0.1861</td> </tr> <tr> <td>γ_I</td> <td>1.0757</td> </tr> <tr> <td>α_{II}</td> <td>1.0000</td> </tr> <tr> <td>β_{II}</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>γ_{II}</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料価格</td> <td rowspan="2">X</td> <td>X_I</td> <td>27,400</td> </tr> <tr> <td>X_{II}</td> <td>79,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基準単価</td> <td colspan="2">基準単価I (1キロワット時につき)</td> <td>13銭6厘</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価II (1キロワット時につき)</td> <td>3厘</td> </tr> </table>	標準プランA相当プランの場合	11キロワット時まで)	厘	基準単価(11キロワット時をこえる1キロワット時につき)	15銭4厘	上記以外の場合	基準単価(1キロワット時につき)	15銭4厘	項目	値		係数	α_I	0.0053	β_I	0.1861	γ_I	1.0757	α_{II}	1.0000	β_{II}	0.0000	γ_{II}	0.0000	燃料価格	X	X_I	27,400	X_{II}	79,300	基準単価	基準単価I (1キロワット時につき)		13銭6厘	基準単価II (1キロワット時につき)		3厘	
標準プランA相当プランの場合	11キロワット時まで)		厘																																				
	基準単価(11キロワット時をこえる1キロワット時につき)	15銭4厘																																					
上記以外の場合	基準単価(1キロワット時につき)	15銭4厘																																					
項目	値																																						
係数	α_I	0.0053																																					
	β_I	0.1861																																					
	γ_I	1.0757																																					
	α_{II}	1.0000																																					
	β_{II}	0.0000																																					
	γ_{II}	0.0000																																					
燃料価格	X	X_I	27,400																																				
		X_{II}	79,300																																				
基準単価	基準単価I (1キロワット時につき)		13銭6厘																																				
	基準単価II (1キロワット時につき)		3厘																																				
別紙5 第1項(1)	基本料金、最低料金、最低月額料金、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)	基本料金、最低料金、最低月額料金もしくは最低料金または最低月額料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 1月の該当料金×(日割り計算対象日数/前月の検針日が属する月の暦日数)																																					
新設 別紙6		<p><新設> 別紙6 標準料金メニュー表 北海道エリア (1)標準プランB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">基本料金</td> <td>契約電流 10A</td> <td>302.50円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15A</td> <td>453.75円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20A</td> <td>605.00円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30A</td> <td>907.50円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A</td> <td>1,210.00円</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A</td> <td>1,512.50円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		現行単価	基本料金	契約電流 10A	302.50円	契約電流 15A	453.75円	契約電流 20A	605.00円	契約電流 30A	907.50円	契約電流 40A	1,210.00円	契約電流 50A	1,512.50円																					
区分		現行単価																																					
基本料金	契約電流 10A	302.50円																																					
	契約電流 15A	453.75円																																					
	契約電流 20A	605.00円																																					
	契約電流 30A	907.50円																																					
	契約電流 40A	1,210.00円																																					
	契約電流 50A	1,512.50円																																					

	契約電流 60A	1,815.00 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円
最低月額料金		302.50 円

(2)標準プラン C

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA につき	302.50 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円

3. 東北エリア

1. 標準プラン B

区分		現行単価
基本料金	契約電流 10A	302.50 円
	契約電流 15A	453.75 円
	契約電流 20A	605.00 円
	契約電流 30A	907.50 円
	契約電流 40A	1,210.00 円
	契約電流 50A	1,512.50 円
	契約電流 60A	1,815.00 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円
最低月額料金		302.50 円

(2)標準プラン C

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA につき	302.50 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円

4. 東京エリア

(1)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約電流 10A	311.75 円

	契約電流 15A	467.63 円
	契約電流 20A	623.50 円
	契約電流 30A	935.25 円
	契約電流 40A	1,247.00 円
	契約電流 50A	1,558.75 円
	契約電流 60A	1,870.50 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	29.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.40 円
	300kWh 超過	40.49 円
最低月額料金		328.08 円

(2)標準プラン C

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA につき	311.75 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	29.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	36.40 円
	300kWh 超過	40.49 円

5. 中部エリア

(1)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約電流 10A	321.14 円
	契約電流 15A	481.71 円
	契約電流 20A	642.28 円
	契約電流 30A	963.42 円
	契約電流 40A	1,284.56 円
	契約電流 50A	1,605.70 円
	契約電流 60A	1,926.84 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	21.20 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	25.67 円
	300kWh 超過	28.62 円
最低月額料金		277.09 円

(2)標準プラン C

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA につき	321.14 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	21.20 円

(1kWh につき)	120kWh をこえ 300kWh まで	25.67 円
	300kWh 超過	28.62 円

6. 北陸エリア

(1)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約電流 10A	302.50 円
	契約電流 15A	453.75 円
	契約電流 20A	605.00 円
	契約電流 30A	907.50 円
	契約電流 40A	1,210.00 円
	契約電流 50A	1,512.50 円
	契約電流 60A	1,815.00 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円
最低月額料金		302.50 円

(2)標準プラン C

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA につき	302.50 円
電力量料金 (1kWh につき)	最初の 120kWh まで	30.83 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	34.72 円
	300kWh 超過	36.43 円

7. 関西エリア

(1)標準プラン A

区分		単価
最低料金	最初の 15kWh まで一律	522.58 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	20.21 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	25.61 円
	300kWh 超過	28.59 円

(2)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA あたり	447.21 円
電力量料金	120kWh まで	17.81 円

(1kWh につき)	120kWh をこえ 3000kWh まで	21.02 円
	300kWh 超過	23.52 円

8. 中国エリア

(1)標準プラン A

区分		単価
最低料金	最初の 15kWh まで一律	759.68 円
電力量料金 (1kWh につき)	15kWh をこえ 120kWh まで	32.75 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	39.43 円
	300kWh 超過	41.55 円

(2)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA あたり	447.97 円
電力量料金 (1kWh につき)	120kWh まで	30.06 円
	120kWh をこえ 3000kWh まで	36.15 円
	300kWh 超過	38.02 円

9. 四国エリア

(1)標準プラン A

区分		単価
最低料金	最初の 11kWh まで一律	667.00 円
電力量料金 (1kWh につき)	11kWh をこえ 120kWh まで	30.66 円
	120kWh をこえ 300kWh まで	37.28 円
	300kWh 超過	40.79 円

(2)標準プラン B

区分		単価
基本料金	契約容量 1kVA あたり	397.10 円
電力量料金 (1kWh につき)	120kWh まで	27.26 円
	120kWh をこえ 3000kWh まで	32.79 円
	300kWh 超過	35.71 円

10. 九州エリア

(1)標準プラン B

区分		現行単価
基本料金	契約電流 10A	316.24 円

			契約電流 15A	474.36 円
			契約電流 20A	632.48 円
			契約電流 30A	948.72 円
			契約電流 40A	1,264.96 円
			契約電流 50A	1,581.20 円
			契約電流 60A	1,897.44 円
		電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	18.37 円
			120kWh をこえ 300kWh まで	23.97 円
			300kWh 超過	26.97 円
		最低月額料金		335.34 円
		(2)標準プラン C		
			区分	単価
		基本料金	契約容量 1kVA につき	316.24 円
		電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWh まで	18.37 円
			120kWh をこえ 300kWh まで	23.97 円
			300kWh 超過	26.97 円